

# 法務局地図作成事業について

山形地方法務局

## 地図作成実施地区

山形地方法務局では、上山市石崎一丁目、石崎二丁目、河崎一丁目の一部、河崎二丁目、河崎三丁目の一部、松山一丁目の一部、松山二丁目の一部及び二日町地区において、次のとおり、法務局（登記所）に備え付ける地図を作成する事業を実施します。

## 事業期間等

事業期間 令和6年8月から令和8年3月まで（予定）  
計画機関 山形地方法務局  
受託業者 公益社団法人山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

## 地図を作成する目的

事業実施地区について、法務局（登記所）に備え付けられている地図に準ずる図面（以下「公図」といいます。）は、主に明治時代に作成されたものであるため、当時の測量技術の未熟さや、作成から長い年月を経たことが原因で、公図に表示された土地の位置及び区画と現地が大きく異なっています。このため、土地・建物の売買などの円滑な不動産取引や迅速な不動産の登記申請などの妨げになることがあります。

そこで、これらの問題を解消するとともに、筆界（境界）に関する争いを未然に防ぐためにも、土地の筆界（境界）を確認し、国家基準点や公共基準点を基礎とした精度の高い測量を行うことで、現地復元性の高い不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図（以下「登記所備付地図」といいます。）を整備する必要があります。

## 地図作成の効果

- ☆ 境界標が無くなるなどして土地の筆界が不明になっても、この事業で作成された地図に基づき測量を行うことによって、筆界を現地に復元することができます。
- ☆ 国家基準点に基づいた測量の成果により作成された地図は、土地の位置及び区画を特定することができるので、筆界に関する争いを未然に防ぐことにつながります。
- ☆ 調査・測量を行った結果、現地の地目や面積と、登記記録の内容が一致しない土地について、登記記録を修正します。
- ☆ 作成した地図は、「不動産登記法第14条第1項地図」として法務局に備え付けられ、閲覧や写しの請求が可能となります。

※ 詳しくは法務省ホームページ「法務局地図作成事業」で確認していただくことができます。

こちらのQRコードもご利用ください ▶▶



## 皆様にお願ひすること

- ☆ 土地の境界標等の位置について、事前に確認をお願いします。筆界について参考となる資料があれば、ご用意願ひます。
  - ☆ 立ち会っていただく日時を事前にお知らせしますので、土地の所有者（又は代理人）の方は、一筆地調査（立会い）にご協力ください。立会いは、令和7年度に実施する予定です。
  - ☆ 境界杭などの標識は、測量の基礎となるものですから、破損したり動かしたりしないようお願いします。
  - ☆ 測量などのために、皆様方の所有地に立ち入ることがありますのでご了承ください。
- ※一筆地調査（立会い）の結果、隣地との筆界が確認できなかった場合には「筆界未定地」となり、当該土地の地図は作成されません。地図作成事業完了後に筆界が確認された場合、地図訂正・地積更正等の登記手続の費用は個人負担となります。

## 測量の費用

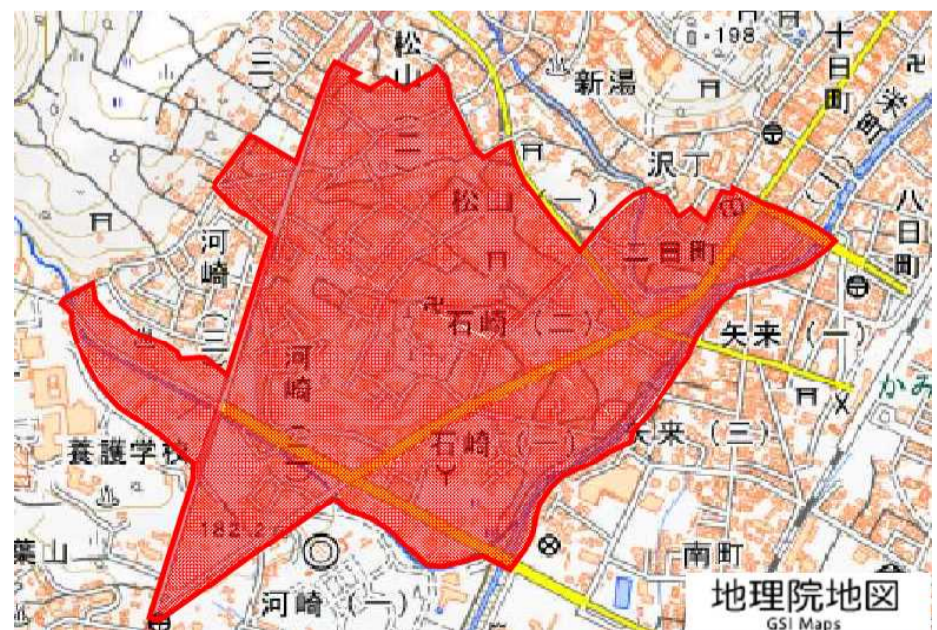
- ☆ 測量に必要な経費の個人負担はありません。ただし、一筆地調査（立会い）の際に立ち会っていただくための交通費などの経費は、個人負担となります。

## 現地事務所の開設

- ☆ 令和7年度に現地事務所を開設し、法務局職員が常駐します。
- ☆ 開設期間は、令和7年4月中旬から12月中旬頃（土・日・祝日を除く、開所時間未定）の予定です。
- ☆ 所在・電話番号等について詳細が決まり次第、別途お知らせいたします。

## 連絡先

〒990-0041  
山形市緑町一丁目5番48号  
山形地方法務局登記部門地図整備・筆界特定室  
電話 023-625-1358



地図を作成する範囲（赤色の部分が事業対象地区）



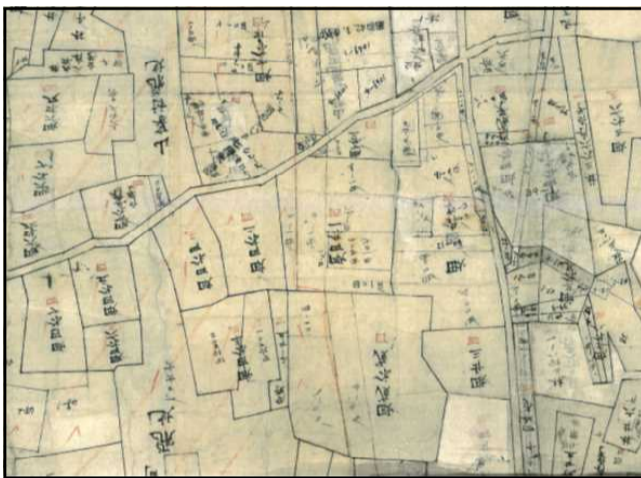
## 登記所備付地図とは

不動産登記とは、国民の大切な財産である不動産（土地や建物）の一つ一つについて、どこにあって、どれくらいの広さがある、どなたが持っているのかといった情報をコンピュータに記録することをいいます。この登記をすることによって、不動産に関する情報が公示されることから、国民の権利の保全が図られ、また不動産取引の安全と円滑化のためにも役立っています。

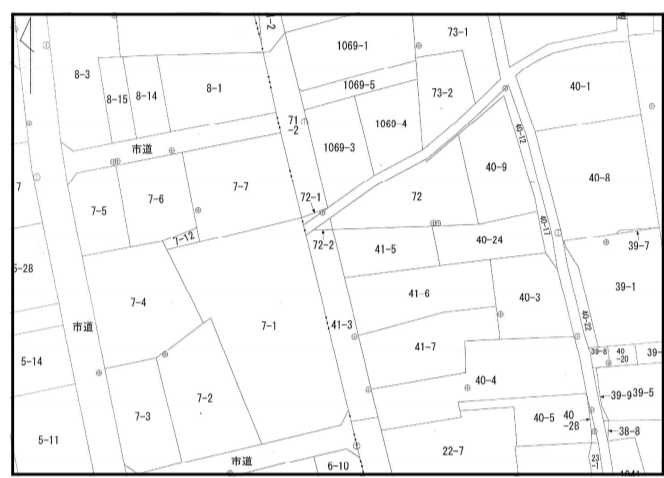
登記されている土地の、位置や範囲を明らかにするためには、正確な地図が必要となります。そこで、不動産登記法第14条第1項には「登記所には、現地を復元することができる精度の高い地図を備え付けるもの」と規定されています。

しかし、現実には、そのような精度の高い地図の備え付けが十分ではないため、法務局では、毎年、登記所備付地図の作成事業を実施しています。

『公図（地図に準ずる図面）』



『14条第1項地図』



## 今後の事業の予定

### ①基準点設置（令和6年8月～10月）

測量の基礎となる基準点を設置します。

### ①基準点標識の例



### ②一筆地調査の説明資料の送付（令和7年2月）

土地所有者の方を対象として、一筆地調査（立会い）の説明資料を送付いたします。

### ②一筆地調査の様子



### ③一筆地調査（立会い）（令和7年4月～8月）

土地所有者又は代理人の方に立ち会っていただき、一筆の土地ごとにその筆界や地番・地目を調査します。

※立会日時については、土地所有者の方へ通知書にてお知らせいたします（立会予定日の約2週間前を目安に郵送する予定です。）。

③身分証明書とベスト  
事業の受託業者が区内を調査する場合には、写真のとおり身分証明書を携帯し、作業用ベストを着用します。

### ④一筆地測量（令和7年6月～10月）

③の「一筆地調査（立会い）」で確認した筆界の位置について測量を行います。

### ⑤面積計算・地図作成（令和7年7月～10月）

一筆ごとの面積を計算するとともに、土地の位置、形状を明確にした公共座標値を有する地図を作成します。また、一筆の土地ごとに地積測量図を作成します。

### ⑥縦覧（令和7年12月）

新しく作成した地図の原図及び調査結果（調査後の地目・面積等）を皆様に確認していただき、間違いがあれば申し出ていただきます。

### ⑦登記（令和8年2月～3月）

調査・測量の結果に基づいて、登記記録の地目や面積を登記官が職権により修正します。

